

## 令和2年度第2回広島市景観審議会 会議要旨

- 1 開催日時 令和3年(2021年)3月18日(木)10時00分～11時30分
- 2 開催場所 市役所本庁舎 14階第7会議室
- 3 出席委員(14名)  
杉本 俊多、森保 洋之、藤井 堅、三浦 浩之、吉田 幸弘、渡邊 一成、正本 大、  
児玉 紀子、折橋 洋介、高田 由美、内田 賢司、濱田 行雄、重藤 吉久、小菅 加代子
- 4 議事  
原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿  
を実現するための景観誘導の枠組みについて  
(1) 広島市景観計画の改定について  
(2) 屋外広告物禁止地域の指定について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 0名  
報道関係傍聴者 4社
- 7 会議資料  
資料1-1 「南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿」を実現するための景観誘導の枠組み  
資料1-2 広島市景観計画の主な改定内容  
資料1-3 広島市景観計画(改定素案)  
資料1-4 広島市景観計画に定める基準の適用に係る具体例等  
資料1-5 原爆ドームの背景として大切にすべき範囲における届出対象規模  
資料1-6 建築物・工作物の届出対象の設定の考え方  
資料2-1 屋外広告物禁止地域の指定について  
参考資料1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の  
目指すべき姿を実現するための具体的方策について  
参考資料2 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)高度地区の決定(広島市決定)(素  
案)

## 8 発言の要旨

### 【審議会成立の報告】

### 【議事の説明】

### 【議事(1) 広島市景観計画の改定について】

### 【議事(2) 屋外広告物禁止地域の指定について】

#### 杉本会長

本日の議事(1)広島市景観計画の改定及び議事の(2)屋外広告物禁止地域の指定については関連する事項のため、一括して事務局から説明をお願いしたい。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

(議事(1)及び(2)について、資料により説明)

#### 杉本会長

事務局の説明について御質問はあるか。

#### 渡邊委員

事務局案で問題無いと考える。そのうえで、四点ほどコメントさせていただきたい。

まず、今回の景観誘導を行っていく中で、考え方をかなり丁寧に議論した上で、景観計画の中に位置づけを行っていると感じる。非常に丁寧に取りまとめを行っている点を高く評価したい。

二点目は、高度地区による高さの制限についてである。通常、高度地区の指定は、距離帯別にエリアごとの最高高さを定めていくものであるが、この度の制度では、参考資料2に示してあるとおり、数式による非常に効率的で適正な規制を定めようとしている。このことについても、大変素晴らしいと感じた。

三点目として、景観計画の上位計画に位置付けられている都市計画マスタープランとの整合性にも御留意いただきたい。

四点目は、南北軸線上の眺望景観を保全していくうえで非常に重要となる平和記念公園内の植栽計画の実効性を担保するため、可能であれば、緑に関するマスタープランにも記載することも検討いただきたい。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

都市計画マスタープランとの整合性については、既にマスタープランに原爆ドーム周辺の眺望景観の保全・形成が盛り込まれており、整合性は図られていると考えている。

植栽計画の実行性については、現在、同じ都市整備局内の公園を管理する課において、植栽計画の策定を進めており、今後も連携しながら取り組んでいく。

#### **事務局（都市整備局長）**

ただ今事務局から説明したとおり、植栽計画については、都市整備局内の公園所管課が予算を確保して検討し、実行していくという段取りで進めているところである。

#### **杉本会長**

ほかに御質問はあるか。

#### **三浦委員**

資料1-4の真ん中、上空に向かって照射する照明装置の設置に関して、今回の主眼である原爆ドームや平和記念公園の価値を高めるようなイベントで用いられる場合は許容されるものなのか確認したい。

また、資料1-3の206ページの整備方針に、「聖域」という言葉が入っているが、この言葉が示す意味を確認したい。景観計画に記載することによって、その言葉に大きな意味を持たせてしまう可能性がある。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

イベントの照明装置についてだが、景観法においては、イベント等の一時的な仮設物等は届出対象にはならず、制限もかからない。一方で、本市では、要綱に基づく独自の事前協議制度を設けており、平和記念公園や原爆ドーム等の景観上重要な場所で景観に影響を及ぼすおそれがあるものについては、全て協議対象としている。例えば、イベント等で、原爆ドームの背景に影響を及ぼすおそれがある場合は、できるだけ最小限の影響となるよう、景観計画の第6章に示す景観形成の方針に基づいて景観への配慮をお願いしていきたいと考えている。

「聖域」という表現についてだが、平成18年に本市が策定した「平和記念施設保存・整備方針」において、「原爆ドームを頂点とした平和記念公園の中央を貫く軸線上の見通しを大切にするとともに、原爆死没者慰霊碑を中心に、慰霊・鎮魂のための『聖域』としての静けさや雰囲気確保する」という方針が定められており、この表現を用いている。

#### **三浦委員**

一点目については、例えば、原爆ドームの雰囲気高めるようなイベントであれば、多少制限を許容する場合もあっていいのではないかと思う。

二点目については、景観計画を見た人が「聖域」という言葉の引用元や意味を理解してもらえるよう、景観計画のどこかに補足した方がよいように思う。

#### **杉本会長**

ほかに御意見や御質問はあるか。

#### **重藤委員**

この度の高さ制限は、法に基づいた制限であり、実効性を担保することができ非常に評価できると思う。

一方、強制力を持つ制限となることから、地権者等からの理解を得ることができるかが重要だと考えている。地権者等へのこれまでの対応状況や今後の予定を教えてください。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

これまで、原爆ドーム周辺の眺望景観のあり方や目指すべき姿、具体的方策の策定等の重要

な節目ごとに、関係する地権者、町内会や被爆者団体等へも丁寧に御説明させていただいている。

これまでにいただいた御意見には、良い取組であるといった御意見が多く、反対意見はいただけていない。また、制限エリアの後方になるにつれ、民有地も増えていくが、緩やかな制限であるため、問題ないというものや、早く制限をしてほしいといった前向きな御意見を多くいただいている。

#### **杉本会長**

当審議会での議論に長く関わっている委員は、これまでの経緯や対応を把握しているが、新任の委員の方はこれまでの経緯を知らないと思うので、それをまとめたものが会議資料として添付されていれば理解しやすかったと思う。

#### **正本委員**

資料1-4の目指すべき姿に影響を及ぼさない工作物として、「木などで遮蔽され、原爆ドームの背景に見えないもの」とあるが、これは木が適切に管理されていることがその前提条件となると思うので、植栽の管理方針についても示しておく必要があるのではないかと。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

現在、阿武山で既存不適格となるような建築物、工作物等はないと考えているが、今後、原爆ドームの背景に見えてくるものが設置される可能性があることを踏まえ、事前に制限するものである。

また、当該地域は一部を除いて市街化調整区域に指定されていることに加え、急峻な土地で道路もなく、建築するには非常に厳しい条件のエリアとなっている。保安林に指定してある部分もあり、建築物等が実際に原爆ドームの背景に見えてくる可能性は少ないと考えている。

植栽管理について、細かな記載はないが、原爆ドームの背景に見えるものは設置しないという方針を示していることから、何らかの理由で植栽による遮蔽が難しくなった場合であっても、この方針に基づき工夫をお願いしていきたい。

#### **森保副会長**

本日の議事（1）、（2）の大枠については、御説明いただいた内容で結構であると考えている。その上で、細かな内容について、いくつかコメントさせていただきたい。

一点目は、資料1-1で整理している高度地区を選択する理由については、高さの最高限度を規定し、それを担保することを前面に出して、今後、説明されることを期待したい。

二点目は、細かいことではあるが、資料1-2と資料1-3の第6章4のタイトルを整合させたほうがよい。

三点目は、資料1-6と資料2-1に示す高さの基準となる標高について、「430m」、「390m」と切り捨てた数値を基準値とすることで、分かりやすくなっているが、切り捨てによってどのような影響があるのか確認したい。

四点目は、資料1-3の39ページに示す建築物等の高さを制限する範囲について、何の実績から定めたものかを記載したほうがよい。

五点目は、資料1-3の40ページに示す「原爆ドーム（円蓋部中央）」と「原爆ドーム本体部分の肩の点」の表現の違いが分かりにくい。平面で見たときは「原爆ドーム（円蓋部中央）」、立断面で見たときは「原爆ドーム本体部分の肩の点」と使い分けをしていることが明確に分かるようにしてもらいたい。また、43ページの図にも「原爆ドーム本体部分の肩の点」と記載した方がよい。

六点目は、資料1-3の42ページに、景観計画の高さ制限の範囲を「高度地区に主要河川の区域を含む」としていることについて、高度地区の範囲をこの図に加えることを検討してはどうか。

七点目は、資料1-3の65ページに記載しているレーザー光線についてである。制限範囲外から照射されるものも影響があると考えられるが、このことについて考え方を御説明いただきたい。

最後に、地権者等への丁寧な説明であるが、これに加え建設業者の団体にも説明し、御理解いただけるように検討してもらいたい。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

御指摘いただいた点については、検討させていただく。御質問いただいた点について、回答

させていただく。

高度地区の範囲の図示については、景観法に基づいた景観計画に、都市計画法の手法を加えて記載してしまうと混乱する恐れがあると考えて加えていないが、高度地区の決定の進捗状況も踏まえ、記載の仕方について検討させていただく。

制限範囲外から照射されるレーザー光線については、今回の制限対象は、あくまで制限範囲内から照射するものを対象として考えているため、制限範囲内に設置される建築物等に付帯するものでないと難しい。一方で、制限範囲外からの照射であっても影響が大きなものについては、景観計画6章の3の「眺望景観を阻害するものは何も見えない環境を目指す」という方針に基づき、照明方法に配慮いただくようお願いしたいと考えている。

順番が前後するが、標高値の切り捨ての影響についてだが、建築物、工作物における高さの基準線の標高値は、実際には、437.4メートルであり、約7メートルの余裕をみている。また、屋外広告物における高さの基準線の標高値も、実際には399.4メートルであり、約9メートルの余裕をみている。このことから、建築物、工作物及び屋外広告物ともに、実測値と多少のずれが生じたり、制限ギリギリに設置されたとしても、原爆ドームの背景には見えてこないと考えている。

なお、国土地理院の地図を利用すれば、選択場所の標高が簡単に表示されるようになっており、また、本市の「ひろしま地図ナビ」という情報システムで都市計画情報などを表示できるホームページコンテンツを持っている。そのコンテンツに、該当エリアの標高や制限値を表示するシステムを構築することで、誰でも規制数値を確認できるようにしたいと考えている。

#### **杉本会長**

標高430mと390mの数字の根拠については、初めて知る人にも分かりやすいように工夫をして整理してもらいたい。

#### **森保副会長**

景観計画の中に全て書き込むことは難しいかもしれないが、別に手引きなどを作って分かりやすく説明してもらいたい。理解しやすいように整理しておくことが、今後、大事なものになると思うので、お願いしたい。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

現在、この度、景観計画に新たに追加する南北軸線上の眺望景観に関するガイドラインを作成しているところである。誰にでも分かりやすいよう、できるだけ丁寧な説明を盛り込んだものとしたい。

#### **杉本会長**

ほかに御意見はあるか。

今後、公聴会の開催等により市民意見を募集いただき、その結果について次回の景観審議会でご報告をお願いします。

次回の景観審議会では、その内容を参考に審議した上で、諮問事項についての答申を行いたい。

本日予定していた議事は以上である。事務局から何かあるか。

#### **事務局（都市デザイン担当課長）**

今後、制度化に向けた手続の一環として、本日、御審議いただいた景観計画の改定素案等の閲覧を行う予定である。その内容について、市民の方から公述の申し出があれば、御意見を聴く場として公聴会を開催することとしている。

また、景観法の規定に基づき、都市計画審議会にも意見をお聴きする予定である。

次回の景観審議会では、これらの結果を御報告させていただき、その内容を参考として御審議いただいた上での答申をいただきたい。

(閉会)